

令和4年度第4回石狩市自治基本条例懇話会 議事録

日 時 令和4年9月27日（火） 18時00分～19時30分

場 所 市役所本庁舎3階 庁議室

出席者 佐藤克廣会長、竹口尊副会長、渡邊教円委員、渡邊隆之委員、今野博之委員、加藤英紀委員
羽田美智代委員、久保田貴浩委員、嶋田拓馬委員（出席委員9名）

事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課長 宇野博徳、企画課主査 幸田孝仁、企画課主査 芳賀武士、
企画課主事 後藤大貴

傍聴者 2名

=====

【佐藤会長】

それでは時間になりましたので「第4回石狩市自治基本条例懇話会」を開催いたします。本日は、お忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。なお、本日も20時をめどに終了したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは早速、次第に沿って進めてまいりたいと思います。まず「報告（1）第3回懇話会のふりかえり」でございます。事務局より報告をお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

私から、第3回懇話会において出された自治基本条例の条文についての主な意見につきまして、ご報告いたします。まず、第1章第2条（定義）の解説について、民法が改正されており、当時の第50条の内容が削除されているため、解説に記載する場合は、「旧第50条」という表現にした方が良いのではないかと、いうご意見をいただきました。また、同じく第2条の解説の内容について、最後に交流人口について追加で説明しておりますが、第2号の説明以降の追加説明としての記載となるため「（第2号）」という表記を、前段に移動させたほうが良いという意見をいただきました。さらに、「市民が賛同や共感をし、」という表現が解説にありますが、必ずしも賛同や共感だけではない意見もあるとのご意見をいただきました。

第2章第5条では、解説では「年齢、障がい、性別などの」という個別表記を削除し、「多様性」で包括する形で修正しますが、「この場合にどのような形で参加するかは」という表記を削除しない方が良いという意見をいただきました。

第6章第24条第3項では、「市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる」とあるが、「必要な支援を行うことができる」という表現では、市の意思が弱いと感じるため、「支援に努めるものとする」に、改めてはいかがかという意見をいただきました。

第7章第28条におきましては、「交流人口」も含まれるため、解説に追記した方が良いのではないかというご意見をいただきました。以上ご報告いたします。

【佐藤会長】

ただいま事務局より、第3回懇話会でいただいたご意見について、概略を説明いただきました。それ

ぞれの点については、次の議題で審議をしてまいります。質問などはその際に伺います。それでは、次第「3. 議題」に移ってまいります。まず「(1) 自治基本条例の見直しについて」でございます。今回、事務局からカラー配布されました資料の中の資料 12 をご覧いただきながら、議論を進めたいと思います。それではまず、先に事務局から報告がありました第 3 回懇話会で出された意見の取扱いについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局（芳賀主査）】

それでは第 3 回懇話会でいただいた意見を踏まえた自治基本条例解説修正案を作成しておりますので、資料 12 をご覧ください。まずは、第 1 章第 2 条の解説で、民法第 50 条記載内容が削除されて法人法第 4 条等へ継承されたと説明しておりましたことから、民法第 50 条との表記を、「旧民法（平成 20 年 11 月 30 日以前の民法をいう。）」という表現に変更しております。また、同じく第 2 条の解説について、最後に交流人口について追加で説明しておりますが、第 2 号の説明以降の追加説明として、交流人口について説明すべきであるとして「（第 2 号）」という表記を、前段に移動させ、「なお」という言葉で接続し、交流人口について説明を記載しております。さらに、「『市民』が賛同や共感をし」という表現がありますが、必ずしも賛同や共感だけではないというご意見をいただき、「賛同や共感をし」を削除しております。

第 2 章第 5 条では「年齢、障がい、性別などの」という個別表記を削除し、「多様性」で包括する形で修正し、「この場にどのような形で参加するかは」という表記を削除しない文章にしていきます。

第 6 章第 24 条第 3 項は、最後の「必要な支援を行うことができる」では、市の意思が弱いと感じるため「支援に努めるものとする」に改めたらいかがか、という御意見をいただきました。本件について、本市の法制担当に確認してみたところ、「できる」の法律的な用法としては、「一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用い、一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合」とされております。これは、市民が支援を求めるという判断があって、それから市は、何が必要な支援かを判断して実施することを意味しています。「努めるものとする」との表現は、そのように努力していくことを原則や方針とする場合に用いる表現であり、協働のまちづくりを進める上においては、市民の自主性や自立性を損なわないようにならなければならず、「努める」とした場合、市民が、市の支援を求めていない場合においても、市は支援をしていく必要があり、市民の必要な支援とはならない可能性があるため、「できる」という表現を用いております

第 7 章第 28 条では、「交流人口」も含まれるため、第 2 条の解説で述べた、「買い物や観光で石狩市を訪れる『交流人口』と呼ばれる方々」は、必ずしもこの条で想定している連携関係の相手方になるわけではありません。しかし解説で述べたように、そうした方々からの意見等にも耳を傾けることで、まちづくりを進めるヒントとなることもあると考えております。」という表現に修正してはいかがかと考えております。以上となります。

【佐藤会長】

それでは、今、全部説明していただきましたが、一つ一つ解決していきたいと思います。一番上の「定義」のところですが、これは技術的な問題と言つていいかと思います。「旧民法」という書き方が正しいということですので、このように記載するのが良いということですが、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

それから、「(第2号)」を前に持つて行くということも前回の議論でもほぼ、それでいいだろうということになっていたかと思うのですが、改めて確認をしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

では、その次の欄、「権利」のところです。これも、前回「この場合にどのような形で参加するかは、さまざまなパターンがあり得ますが」というふうにして、文章の繋がりを良くしたということで、これも前回ほとんど、それでいいだろうということだったんですが、改めてこう書いてみまして、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

それでは、これもこのように変えていきましょう。その次から2つは第3回で確定しましたので、「協働」のところ、これは、書き方が二つありますどちらがいいか、ということです。なお書きで補足するパターンと溶け込ませるパターンとなっていますが、単純に言えば、「この場合の支援は金銭的な云々」を最後に持つてくるか、それともそこまで言い切って、新しく足して、「なお」と入れるかというその違いで、中身的には変わらないですね。どちらが座りがいいでしょうか

【渡邊隆之委員】

この文章は私の提案した部分ですが、第24条の1項から3項までを網羅して見た場合に、2項の解説の中で特に市の協働への取組と言いますか、「積極的に協働の機会の創出に努めることを求めています」という文言と、「協働の提案を実現させるよう努力すること云々」となっていますので、ここで、市が積極的に協働に関わっているということを解説の中で読み取るができますので、説明文は、提案しておきながらですが要らないのかな、と今改めて思っていますが、いかがでしょうか。

【佐藤会長】

そうですか、どうしましょうか。ただ、同じように考える方が、これを読んだ、あるいは読む人にもいるんじゃないかなというふうに思うんですね。よく考えてみれば、ああそうかなとか、あるいは誰かに聞けば、ああなるほどそういうことかというのがわかるかと思いますが、この解説は、できるだけ、市民の皆さんのがほかに頼らなくても解説を読めばわかるという、「自治基本条例のマニュアル」のようなものになっていくことが良いのではないかというふうに、私は考えます。ですから、せっかく、「できる」じゃなくて、「努めるものとする」という表記がいいんじゃないかな、というご意見が出たものですから、

では「できる」というのはどういうことなのか、ということをここにもきちんと示した方が良いのかなと思います。ただ、確かに書き方が、いきなり「必要な支援に努めたとした場合」と出てきますので、逆に今度は、「何でその表現が出てくるのか」というのは、議事録を読まないと分からないということになるかもしれませんね。

【渡邊隆之委員】

もし最小限の表現で留めるとするならば、「このように規定しています」という部分を、はっきり「必要な支援を行うことができる」という表現になっていますというふうに加えたら、分かりやすいのかなと思うんですが、「このように規定されています」と同じことなんんですけど。

【佐藤会長】

ありがとうございます。どうでしょうか、上の段のなお書きの方で見ますと、「なお、『必要な支援を行うことができる』という表現は、市が支援を行う際には、市民が判断し、求める内容の範囲に留め、過度な関与をしないことを意味しています。」で切ってしまう。その後の「できる」の法律的な用法などは消してしまう。溶け込ませるパターンでも、「『必要な支援を行うことができる』という表現になっています。」の次の文、「市が支援を行う際には、市民が判断し、求める内容の範囲に留め、過度な関与をしないことを意味しています。」ぐらいまではあってもいいんじゃないでしょうか。「『できる』の法律云々」は、カットとして、「また、この場合の支援は金銭的なものに限らず、」というふうにつながっていくということでいかがでしょうか。

【今野委員】

個人的には、感想として、「『必要な支援に努める』とした場合、」以降の文章に関してはすごく腑に落ちる説明だなと感じました。その間は、確かに、「法律的な」というところが入ってくると、少し難しそうだなという感じがあるんですけど、その後の「できる」という表現が消極的だ、というふうに捉えてしまった人の場合、「『努める』とした場合」の説明があると、なるほどというふうに納得できるんじゃないかなというふうに、私はこちらは捨てがたいなと思いました。

【佐藤会長】

ありがとうございます。捨てがたいものがあります。他の皆さんいかがでしょうか。今のご意見は、二番目の溶け込ませるパターンで見ますと、「意味しています。」で切って、「『できる』の法律的な」から省略して、「『必要な支援に努める』とした場合」から復活するというご意見ですね。

【今野委員】

そうですが、ただ、間をカットして繋げると接続がおかしくなりますね。突如「努める」の話が出てくると。

【佐藤会長】

そうですね。例えば、「『必要な支援に努める』とした場合」のところを、「『できる』よりも強い表現

とした場合」とか、具体的な言葉は出さないで、そうした場合には「そのように努力していくことを原則や方針とすることとなり、市民が市の支援を求めていない場合においても市は支援をしていく必要があり、市民の自主性や自立性を損なう可能性があるため、『できる』という表現を用いております。」というふうにすると、いきなり「必要な支援」と具体的な文言が出てくるより、まだ中間というか、グラデーションがあるでしょう、という形になると思うんですが、ですから、なかなか適切な言葉は思い浮かびませんが、「『できる』以上の強い表現とした場合」のようにすると、少しは繋がりますかね。

【今野委員】

名案だと思います。

【佐藤会長】

再度確認しますと、「必要な支援を行うことができる」という表現になっています。市が支援を行う際には、市民が判断し、求める内容の範囲に留め、過度な関与をしないことを意味しています。それ以上の強い表現とした場合、そのように努めていくことを市の原則や方針とすることとなり、市民が市の支援を求めていない場合においても市は支援をしていく必要があり、市民の自主性や自立性を損なう可能性があるため、『できる』という表現を用いております。また、」という感じになるかと思うんですが、いかがでしょうか。

【嶋田委員】

一点だけ、いいでしょうか。ずっと読んでいて、人によると思うんですけど、その「『できる』以上の強い表現」という「以上」と「強い」が二重で掛かっていて、「強い」をなくして、「『できる』以上の表現」で、ニュアンスは伝わるのではないかと思います。「強い」というのがちょっと。

【佐藤会長】

「以上」だけだとどうでしょうか。

【羽田委員】

上の「できる」ということを、「それ以上」の、ということを言っているんだけど、やっぱり「強い表現」と入った方が分かる気がするんです。

【久保田委員】

普通の市民の方がこれを読んだときに、「『できる』以上の表現」とか、「『できる』以上の強い表現」というのが「努める」と分かりますかね。

【佐藤会長】

いや、それは分からぬと思います。

【久保田委員】

なぜ「努める」ではなく「できる」という表現なのかということが、主に伝えたいことですよね。そうであれば、例えば、「『努める』ではなく、『できる』としたのは」とか、どこで入れればいいのか分からぬのですが。

【今野委員】

文脈的に、今の久保田委員のご意見を少しひっくり返して、「『できる』ではなく、例えば『努める』などの強い表現とした場合」というとそのあと繋がるのではないでしょうか。

【佐藤会長】

なるほど、この方が良いですね。もっといいのがありますかね。いかがでしょう。

【渡邊隆之委員】

私が最初に考えたのは、「仮に『必要な支援に努める』といった表現とした場合」、と素直にあっさり表現にした方が逆にわかりやすいのかな。

【佐藤会長】

「『できる』ではなく」のところを「仮に」とするということですね。「仮に『支援に努める』などの強い表現とした場合」。なるほど。

【竹口副会長】

「強い」という表現は消してもいいのではないでしょうか。

【佐藤会長】

「仮に」でもいいんですけど、やっぱりいきなり「支援に努める」と出てくるのは唐突感がありますよね。先ほどの、今野委員の「『できる』ではなく『支援に努める』など」とした方が良いんじゃないかな、と思いますがいかがでしょうか。あとの方で、全体を通じてどうしましょうかと振り返りがありますので、今回は、とりあえずこの表現ということにしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

次に最後の段ですね。これは、いわゆる「交流人口」の話を、第2条の定義の解説でも入れましたけれども、ここにももう一度入れて、分かりやすくするということですね。これはこういう風に入れてよろしいかと思いますが、よろしいですか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

それでは以上で、第3回懇話会で出された意見を盛り込んだ提案、資料12については、一通り解決したことになります。以上で、第1章から第8章まで、全ての条文と条例解説について、一度は確認したことになりますが、再度全内容を通して、意見、確認事項等はありますでしょうか。もし、無いようでしたら、この懇話会で出た意見のまとめとして、事務局から報告をお願いしたいと思います。

【事務局（芳賀主査）】

本懇話会において条例そのものの見直しの必要はないとの結論に至りましたが、解説についての修正は本日いただいた意見も含めて修正していきたいと思います。解説修正に関する意見としましては、本日いただいた意見に加えまして、まず第2条、定義について、「主たる事務所」の定義を明らかにすること、また、観光客や買い物客など、「交流人口」にカウントされる人たちの意見もまちづくりに欠かせないものと考えるので、その取り込み方など対処方針の記載が必要だと、また第5条、市民の権利について、「属性」という文言について、男女やLGBTなど多様性が尊重される時代であり、属性自体の捉え方について配慮し、表記を修正するべき。

第10条、市長の責務については、「例えば」は、後述の「など」があるので削除すべきである。また第12条、職員の責務について、「全体の奉仕者」の「全体」は何を根拠とし何を指しているのか、具体的に記載すべき。第24条、協働によるまちづくりの推進について、「必要な支援を行うことができる」の「できる」では、市の意思が弱いと感じられるため、「支援に努めるものとする」に改めてはどうか、という意見が、第28条、市外の人々等との連携について、第2条定義の解説と合わせて市を訪れる人々、「交流人口」とされる人々との関わりについての記載を加えるべき、との意見をいただきしております、懇話会の中で提示させていただいた内容に、解説を修正いたします。以上です。

【佐藤会長】

今までに出てきた意見を、並べていただきましたがそれぞれについて、これまでこういうふうに変える、という提案もいただいておりますので、その方向で解説を修正するように提言していきたいと思います。ほかに何かございますでしょうか。もしなければ、引き続いて、議題（2）ワークショップについて、これも事務局から説明をお願いします。

【事務局（後藤主事）】

皆様方、10月2日、見学という形で、ご都合がよければ401・402会議室に、ワークショップの様子をご覧いただければと思っているのですが、来ていただける方は、挙手いただけますか。

<数名挙手あり>

【事務局（後藤主事）】

別紙にお渡ししているとおり、12時45分から受付開始しますのでその時間に合わせて来ていただければと思います。次第はこのとおりになっておりまして、まず佐藤会長にお話しいただいて、その後、実際のワークショップで、参加者に議論をしていただくことになっていて、現在、リモートも含めて22名様のご参加いただいております。うち4名がリモートということになっております。全部で4班に分

かれます。当日、先ほど挙手された方以外の方でも行けるとなれば、当日午前中から企画課の事務所にはいるので、予定が変わって行けるようになった方はお声がけください。以上です。

【佐藤会長】

ワークショップが今度の日曜日行われますので、よろしくお願ひいたします。何か、これについてご質問はございますか、よろしいですね。続きまして、議題（3）自治基本条例懇話会報告書（素案）についてです。これも事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局（幸田主査）】

資料14をご覧ください。懇話会初日に、市長からの「石狩市自治基本条例の内容について検証をし、見直しが必要な事項等について提言をいただくこと。」という依頼に対しまして、条例の検証結果と提言などを含めて、「報告書」として市に提出する形になっております。といいますのは、これは平成29年度の前回の懇話会でそういう形をとっていたので、案としてはそれと同じ形をとった、として作っております。まず、表紙の12月、後ほどスケジュールも説明しますが、これはまだ確定ではないんですが、「頃」、ということで赤字になっております。次に目次をご覧ください。目次の青字の部分は、現時点で作成することができた素案の部分です。そして、赤字の部分が、今後作成する部分で、一つは、ワークショップに関する部分、ワークショップで出た意見についてここに書くことになります。3の(1)、(2)の部分。それともう1か所が、市の今後の取り組みに関する懇話会の提言の部分、「今後の取組について」という部分ですが、ここが、今後記載して素案を作っていくふうに思っています。本日は、この青字の部分をご確認いただきたいのと、それから、未作成の部分のうちの、市の今後の取組に関する懇話会からの提言について、ご審議をしていただきたいなというふうに思っています。

それではまず、青字の今の時点で素案を作成している部分についてご説明をさせていただきます。まず1ページをご覧ください。「1はじめに」といたしまして、これは報告書の書き出しの部分でございまして、会長にもお手伝いいただいて作成した文章が完成しております。そして、条例やまちづくり、それから報告書の作成に関する、懇話会としての思い、そういう部分を記載しており、皆さんのお名前を連名で入れております。これが「1はじめに」の部分です。

【佐藤会長】

この「1はじめに」は、まだこれで終わりというわけではありませんので、皆さんが、イメージが何も無いと困るだろうということもありますので、こんな感じでいかがでしょうかというものを示したもので、ですので、まだ確定というよりは、ご覧いただいて、たたき台にして、皆さんに、ここはそういうじゃないんじゃないのか、というようなことを次回あたりにいただいていいんじゃないでしょうか。

【事務局（幸田主査）】

それでは皆さんにご覧いただいて、後日、もし、こうした方が良い、というご意見があれば伺いたいと思います。それでは2ページをご覧ください。「2条例の見直しの要否」について、これを作成したときには、まだ今回の「努めるものとする」という部分が未確定で、もしかしたら条例の改正も、というところだったのですが、仮に、見直しがなく、解説書の修正だけとなった場合を想定して作成して

いて、本日そのようになったので、この案のとおりとなります。前段は振りの部分で、「6回の懇話会において」、条例を確認し、「検討の結果、まちづくりに関する最高規範として、必要不可欠な要素が適切に盛り込まれており、社会情勢の変化等にも適合しているものと判断し、条例の条文については、特に変更、修正の必要はないとの結論に至りました。」と要否についての記載はしております。また、懇話会の開催回数が、あとから、スケジュールの確認もしますが、今日第4回で、全部で6回を今のところ想定しているものですから、ここは6回とさせていただいております。

次に「3 ワークショップにおいて出された意見について」は、今後のワークショップの開催後に、赤字の部分が、書かれるということになります。青字で書いてある部分は、前振りの文章で、「『石狩市自治基本条例』の意味や、まちづくりにどのように活かされているのか、また、今後の市民参加のあり方などについて、市民とともに考えるワークショップを開催し、市民が本条例に触れ、学ぶ機会を創出するとともに、本条例の評価、見直しの必要性等に関する意見を収集することを目的に、『みんなで考える自治基本条例 2022』が令和4年10月2日（日）に開催されました。その中で、非常に熱心な議論が交わされ、多くの意見やアイデアが出されましたので、当懇話会としての見解をお示しいたします。」としており、ワークショップが終了したら受託事業者の株式会社 Glocal Design からワークショップの報告書が提出されることになっていて、10月末には出来上がってくると思うんですけれども、ワークショップで、先ほど申し上げましたが、4班に分かれて、議論した中で出された意見を、こういうふうに2ページは良い点として出た意見を書きます。それに対して懇話会は、これは、平成29年度の報告書で、実際に出た意見を参考までに書いております。「懇話会として、石狩市自治基本条例について、一定の評価を得ているものとして認識しました。」というような意見を書いております。また意見の中で、改善点は、その下の「改善点（全体）」、「改善点（条文）」について、意見があったもので、それぞれについて記載し、それについての懇話会の意見を全部は読みませんが「石狩らしい条例にすべき」というような意見に対して、後段3行で、「第11条の3項で『市民に分かりやすく提供する』とした中には、手話その他、様々なハンディキャップを持った人たちにも分かりやすく情報提供するということを当然していかなければならない、ということが含まれています。」ということで、条例を直す必要は無いということを懇話会が説明していると。改善点（条文）として出た意見、例えば、「① 第6条（市民の責務）について、『責務』を『役割』に文言変更してはどうか」という改正の意見も出て、それに対して懇話会では、「役割を自覚して互いを尊重し協働することを責務と言っており、役割だけのことではありませんので、変更は必要ないと考えます。」といったことを懇話会での見解を述べているところです。それから、意見の中で、「協働のまちづくりを進めるために必要なこと、アイデア」が出されておりまして、それも記載しています。「市民の認識や意識を高める情報発信が必要だ」等の意見が出されたところで、それに対しては、「ワークショップにおいて出された、協働のまちづくりを進めるための貴重な意見やアイデアについては、市としても真摯に対応していただきたい旨、市に提言します。」といったことを付しています。このような部分について、実際にワークショップ終了後、受託事業者から提出を受けた報告書を皆さんに見ていただきながら、市民からいただいた意見に対して、懇話会の意見を皆さんで議論していただいて、ここが完成するというイメージになっております。

続きまして、4ページが、「4 石狩市自治基本条例に関連する事項についての提言」において、「当懇話会において、条例そのものの見直しの必要はないとの結論にいたりましたが、今後、条例に基づくまちづくりを進化させる上で必要な事項について、次のとおり提言します。」として、(1)と(2)

とあるんですが、（1）は「『石狩市自治基本条例解説』について」で、こういうふうに改めたほうがいいという解説書に対する意見等の提言の部分です。ここは、先ほど事務局から、懇話会での検討をまとめたものを説明いたしましたが、大体それと一緒に、見直しについて出た意見を書いております。

それで「○その他」として付け加えているところが、前回の平成29年度の懇話会での検討の際にも解説書の見直しとして具体的に出た意見のほかにも「言及していない部分につきましても、担当部局で精査をし、時代の変化に応じて変更が必要な箇所については変更していただき、更にわかりやすくなるような努力をお願いします。」ということを付されていましたので、これは今回も入れていただけることかなと思いました書いております。

続いて、平成29年度の報告書では、これに続いて（2）「今後の取組について」、懇話会から市への提言をいただいた部分になります、これは第1回でお配りし、これまでの検証の際に使用していただけておりました資料7の中で、平成29年に懇話会で出された意見を各ページにそれぞれ書いており、後段で詳しく書きますということで取り上げている内容です。前回は、この危機管理の名簿の関係と、自治会の高齢化に対する対応を進めた方が良いという意見が、懇話会から市への今後の取組として提言されておりまして、これを報告書の「4 自治基本条例に関連する事項についての提言」ということで、解説書の見直しが必要だ、という考え方プラス、今後の市に期待する取組を書いております。平成29年度の懇話会の議事録を見ますと、条文の検証の間に、こういった意見が出されている場合もあったんですが、今回の検討の内容の中には、このような、「これに関連して市にこういうことを取り組んでほしい」というようなご意見が、今のところ出ていなかったものですから、今はこれを赤字にしておりますが、そういう趣旨で懇話会から市に、今後こういった取組をしていただきたいということをあれば、懇話会で議論していただきたいということを、今回はお願いしたいと思っています。

続きまして「5 自治基本条例懇話会の開催経過」は、（1）は皆さんの名簿があり、（2）の「開催状況」には第4回、今日までの分が、青字で書かれております。以下はワークショップ、第5回と第6回までの予定です。7ページ以降が、見た人に対する資料集ということで、「石狩市自治基本条例」の条文、それから13ページからが、「石狩市自治基本条例解説」、これは懇話会から市への報告書の段階ですので、今回の修正は反映される直前のものであります。31ページからが、懇話会において検討したワークシートを、検討材料として添付しています。42ページからは、ワークシートについての事務局の説明を文書化したものを、添付したほうが分かりやすいのではないかと考え、付けております。

本日は、先ほども申し上げましたが、素案として出ていたで書かせていただきました青字の部分についてと、市への提言、今後の取組に対する提言の部分について、ご審議をいただきたいと思っております。説明は以上になります。

【佐藤会長】

順番に行きますと、まず1ページ目は、先ほどのように後でご検討をお願いするということで、ワークショップも鑑の部分はともかくとして、実際にやってみないと何が出てくるか分かりませんので、これはまた後の話ということになりますね。飛ばしてしまいましたが、「2 石狩市自治基本条例見直しの要否」については、今のところ、いくつか議論はありましたが、条例そのものの変更については、必要だという意見はございませんでした。むしろ、これで良いだろうというご意見が、全てでしたので、このような書き方になっております、ということです。そして、4ページが、この条例解説についての部

分ですが、いかがでしょうか。これは、議論の中で出た、こういうふうに変えたらいい、というのは出てこないですね。単にここは問題だから変えなさいと。第10条については、やたら具体的ですが、第5条などは、「属性自体の捉え方について配慮し、表記を修正するべきと考えます。」で終わりと。実際には、我々の議論では、こういうふうに変えた方が良いんじゃないかというところで、詰めたわけですが、それは出さないのでしょうか。

【事務局（幸田主査）】

これは、平成29年度の懇話会の報告書を参考に作ったものでして、そういうことを記載する事が可能ですし、むしろ、書いた方が良いのかなと聞いていて思いましたので、こういうふうに修正した方が良いということまで記載してもいいのかなと思いました。

【佐藤会長】

そうですね、そういうふうにした方が良いと思います。提言なので、修正することについて、こういうふうにした方が良いですよ、ということなんですが、これは今日議論した、第24条が入ってないので、これも解説を変えるわざですから入れた方が良いですよね。そういう意味では、先ほどありましたように、要は、こういうふうに変えた方が良いという意見が出たところは、全てちゃんと出した方が良いのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

そのように修正をお願いしたいと思います。4ページの1番下「○その他」と書いてあるところまだここで議論していませんが、「『解説』については、上記で言及していない部分につきましても、担当部局で精査をし、時代の変化に応じて変更が必要な箇所については変更していただき、更にわかりやすくなるような努力をお願いします。」ということですのでこれは、残した方が良いんじゃないかと思うのですが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(1)については、そのように修正をしていただくということにして、次に「(2) 今後の取組について」は、今説明にありましたように、前回とは違いまして出ていなかったので、何かあればということで、資料7は、今日の資料14の40ページのところに同じものがあって、平成29年度の懇話会で出た意見が並んでいます。こういった意見が前回は、出されていましたということです。40ページと41ページに出ているようなことに類することで、直接解説をどうこうとか、条例をどうこうというわけではないけれども、条例にしたがって、こういうふうなことを考えていただきたい、というご意見があれば、ここで出していただければ、この報告書に記載していくという作りを考えております。それで、何かご意見ございませんでしょうかということです。急に言われても困るかもしれません。無理矢理、これを記載しなければならないということはないですね。前回は、意見が出たので、(2)という形で付けたん

ですけども、今急に言われてもなかなか出てこないと思いますので次回までにお考えいただいて、おっしゃっていただければと思います。差し当たり、すぐ出てくるものはないですね。では次回、ご意見をお伺いしたいと思います。これで素案の件はよろしいですね。ご覧いただいて意見がありましたら、次回、「1 はじめに」も含め、ご意見をいただければと思います。決してこれで決定というわけではなく、固まっているのは、委員の名簿や開催時期でありますので、忌憚なきご意見を出していただければと思います。それでは、次第「4. その他」ですが、事務局からお願ひいたします。

【事務局（幸田主査）】

それでは、今後の懇話会の進め方、スケジュールについて、確認をいたします。本日、第4回の懇話会を開催しておりまして、次回は第5回で、それ以降の懇話会の内容について、次回第5回懇話会は10月2日のワークショップの開催後の開催となり、ワークショップの報告書が、受託事業者から20日過ぎには提出される予定ですので、後ほど、次回の開催日を決定していただくときに、20日以降であれば間に合うのかな、というふうに思っています。第5回の懇話会では、前回のふりかえりをした後、ワークショップで参加者からいただいたご意見について、懇話会の見解などを協議していただきたいというふうに思います。また、報告書の「1 はじめに」など素案の部分、今後の取組に対する提言などについてのご意見もいただくこともあるかと思います。次回第5回の懇話会につきましては、そのような内容になっていくと思います。恐らく第5回は10月の末頃だと思うので、さらに第6回につきましては、11月に開催することになると思われ、内容としては、報告書、今は赤字の部分がまだ残った状況ですが、第5回の懇話会を経て、この赤字部分も埋まるかと思いますので、第6回の懇話会では、赤字の部分が無い、報告書の原案を皆様にお示しをして、報告書の最終確認をしていただきたいというふうに思います。そして、第6回の懇話会を経まして、あとはそのとおりに報告書は修正をし、完成することになるんですが、完成した報告書は後日、市長に提出するということになりますので、第6回の際には、どのように提出するのか、会長だけで提出するのか皆さんがそろって提出するのかというようなことも含めて第6回で、決めていただきたいと思います。順調に行きましたら、この第6回は、懇話会としては最後の懇話会になるのかなと思います。そのあと市長への提出となります。以上、次回以降、5回6回の懇話会の内容と時期についてのご説明は以上となります。

【佐藤会長】

今後のスケジュールは、先ほどの資料14の6ページにも既に出ていますが、このような流れで、慎重にご説明いただきましたように、素案などで、もう少し時間が欲しいというようなことがあれば、また伸びたり、回数が若干増えたりすることはあろうかと思いますが、差し当たりはこういったスケジュールで行いたいということもですが何か、ご質問ござりますか。

【羽田委員】

質問では無いんですが、市長への提言を出したあとに、そのとの市民への周知が課題かと。ここでは大変熱心に議論されていて、大変よかったです。いつもこういう審議会のあとは、終わったら終わりという感じで、今回は、条例文の見直しまでいきませんでしたが、5年に1回見直している条例はないですよね。そのとの、どのように市民に周知していくかということが本当は大事じゃないか

なとずっと思っていて、前回の先ほどあったように町内会の問題とか、今後の課題とか言っていましたが、この条例をどういうふうに、市民に周知していくのかと思っていて、直接生活に全て関係あるわけでは無いですから。私は今、市民活動情報センターやっていますから、こんなことやっているんだよと目で見せるものとか、そういう工夫が必要かなと常に思っていて、一般市民の人たちは条例改正しようが何しようがほとんど関係ないですよ、興味なしですから。だけど、やっていることはあなた達のことだよと、市はもっとアピールしていいんじゃないかな、といつもすごく思うんですね。関係あるんだよ、これがあるからこれができるのよということを、もう少し見せられるような、広報で特集を組んでもらうのもいいし、あと情報センターに掲示板があるので、そこでどういう経緯でどんなふうになっているのかということを出してみるとか。ほかの市民団体の活動をたくさん見せることを定期的にやっているので、同じようにやってもいいんじゃないかなと。普段忘れてしまうようなのですが、例えば1年に1回、9月には必ず周知があるということになれば、いろいろな条例改正も市民の皆さんに近づくのではないかと思っています。先の話ですけどもそういうことを頭に入れて、ここだけで終わるという事はやめてほしいなという思いが常にあります。私は今回のワークショップにうちNPOから二人出てもらうように言っているんですが、やっぱり関わるんだよということを常に言いたいと思っています。

【佐藤会長】

ありがとうございます。これはスケジュールというよりは、先ほどの「今後の取組について」にちょうどよく当てはまるご意見だと思いますので、今のご発言は事務局には議事録等にまとめていただいたものを、先ほど急だったので出なかった、まさに「今後の取組について」のご意見でしたから、そこにまず入れていただこうと思います。スケジュールそのものは、完全に確定したわけではありませんけども、こういったスケジュールで、ということありますので、ご予定していただければと思います。それでは次回第5回は、先ほども事務局からありましたように、10月20日ぐらいにワークショップの報告書が提出される予定ということですので、27日木曜か28日金曜でどうかということなんですが、どちらがよろしいでしょうかね。

<「28日の方がいい」の声>

【佐藤会長】

では次回は10月28日、開始時刻はいつもと同じ18時としたいと思います。ありがとうございました。ほかに事務局から何かありますでしょうか。あとはご質問、確認事項、特に無いようですので、以上をもちまして、「第4回石狩市自治基本条例懇話会」を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席、誠にありがとうございました。

2022年10月20日 議事録確定

石狩市自治基本条例懇話会

会長 江藤亮彦